

戸田市商工会創業支援事業補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、戸田市（以下「本市」という。）の産業振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図ることを目的に、市内において新たに創業する者を支援し、予算の範囲内において、戸田市商工会創業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、戸田市商工会（以下「本会」という。）が定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が、開業届の提出又は法人登録を行うことをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。
- (3) 創業日 開業届出書で開業のあった日として届出した日又は法人登記を申請した日をいう。
- (4) 補助対象期間 補助金の交付決定に係る年度（以下「対象年度」という。）の前年の4月1日から対象年度の2月28日をいう。
- (5) 特定創業支援等事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第33項に規定する事業をいう。
- (6) 特定創業支援等認定者 特定創業支援等事業による支援を受けた者として、本市の認定を受けたものをいう。
- (7) 認定連携創業支援等事業者 本会、金融機関、公的な創業支援機関等をいう。
- (8) 事業承継 既存事業の経営者から経営資源を引き継いで行う創業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する中小企業者であって、本会の会員になり、かつ、当該事業を3年間継続して営業することが可能であるものとする。

- (1) 新規創業者 特定創業支援等認定者で、補助対象期間内に市内で新たに創業し、事業開始が確実であるもの
- (2) 事業承継者 市内で事業承継を行う譲受側の者で、補助対象期間内に事業承継手続を行い、終了させることが確実であり、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としていない。

- (1) 交付申請日時時点で納期限を経過している市税等に滞納がある者
- (2) 創業にあたり必要な許認可等を受けていない者
- (3) 創業に関して他の公的な補助金の交付を受けた者
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する営業又は公序良俗に反する事業を行う者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員その他暴力団員と関係を有する者
- (6) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者
- (8) その他会長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、創業に要した次に掲げる経費のうち、補助対象期間内に生じ、支払いを完了したものであって、かつ、最も早い補助対象経費の発生日から1年以内に発生したものに限る。

- (1) 賃借料 事業所、事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に係る賃借料(リース料含む。)
 - (2) 広告宣伝費 宣伝広告に要する経費
 - (3) 印刷製本費 チラシ、パンフレット、カタログ等の作成に要する経費
 - (4) 委託料 デザイン、ウェブページ作成等外部に委託する経費
 - (5) 備品購入費 事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等の購入経費
 - (6) 工事請負費 事業運営に必要な店舗又は施設の改装又は改修工事に要する経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助対象経費としない。

- (1) 通常発生する経費(光熱水費、使用料、保守料等)への補填であるもの
- (2) 消耗品の購入費
- (3) 消費税
- (4) 振込手数料
- (5) 汎用性が高いと認められるもの
- (6) 補助対象事業に直接的に寄与すると認められないもの
- (7) 本補助金の趣旨に反するもの又は社会通念上不適切と認められるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計に2分の1を乗じて得た額(20万円を上限とする。)とする。この場合において、算出額に千円未満の端数がある場合は、これを切捨てた額とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添えて対象年度の

1月15日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（様式第1号）
- (2) 本市が発行する市税等の滞納がないことを証明する書類（市税完納証明書等）
- (3) 見積書その他の補助対象経費の内容が確認できる書類の写し
- (4) 特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の写し（新規創業者の場合）
- (5) 事業に関連する各種営業許可証の写し
- (6) 開業届の写し（個人）又は登記事項証明書の写し（法人）
- (7) 本会の会員であることを示す書類の写し
- (8) その他会長が必要と認める書類

2 会長は、交付の申請があったときはその内容を精査し、交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 前条第2項の規定により決定となった者（以下「補助決定者」という。）が事業内容の変更又は中止をする場合は、申請書を会長に提出しなければならない。

2 会長が前項の申請を認めたときは、その内容を審査の上、可否を決定し、補助決定者に通知するものとする。

3 対象経費等軽微な不備の場合は、**戸田市商工会創業支援事業補助金変更(中止)承認申請書を提出し再交付を受ける。**

4 事業内容・業種の変更等記載内容と異なる場合は、**戸田市商工会創業支援事業補助金変更(中止)承認申請書を提出し、戸田市商工会創業支援事業補助金交付申請書を作成の上、再審査を受ける。**

（実績報告）

第8条 補助決定者は、事業が完了したときは、事業完了後30日を経過する日又は対象年度の2月28日のいずれか早い日までに事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施状況を示す写真等
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し

（補助金の確定）

第9条 会長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を精査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 申請者は、前条の通知を受けた後において、補助金交付請求書（以下

「請求書」という。)に振込先口座の情報がわかるものを添付し会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 会長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 会長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した額の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽又は不正の申請により補助金の交付を受けたとき：全額返還
- (2) 創業後3年を経過しないうちに営業を中止、閉店、移転又は営業形態を変更したとき：一部返還

(関係帳簿等の保存)

第13条 補助金の交付を受けた事業者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。